

タイを仕向国とする特定原産地証明書の輸送手段欄の記載について

2009 年4 月8 日
日本商工会議所

タイを仕向国とする特定原産地証明書における記載事項のうち、輸送手段欄（Field3：Means of transport and route）について、「船積日」（date of shipment）の記載がB/L 記載の船積日と異なることにより、タイ税関において特定原産地証明書が受理されないとの事案が生じ、これまで暫定的な措置として、タイ政府の要請により、B/L 上の記載との厳密な一致を要求しないとの前提で船積日を始めとする輸送手段欄の記載を必須とする運用を行ってまいりました。

その間、日本政府からはタイ政府に対して輸送手段欄の記載に係る運用方法の明確化を要請してきましたが、先般、タイ側より、「船積日」の記載について明確な見解が示されたことから、そのお知らせをするとともに、当方の運用を、今後下記のとおりとすることといたしましたので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、実際の証明書の取得に際しては、輸入者側等とも事前にご確認いただきながらご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

（輸送手段欄の記載に係る留意事項）

① 船積日は、遡及発給の場合に限り、証明書に記載されます。（変更になりました）

（注）発給システムの制御により、遡及発給の場合のみ証明書に船積日が記載されます。

システム上で遡及発給か否かを識別するために、船積（予定）日は必ず入力して下さい。なお、証明書に記載された船積日が実際の船積日と異なった場合には、タイ税関に受理されませんのでご留意ください。

＜船積日のシステム入力および証明書記載方法＞

遡及発給でない場合	システム入力必須、証明書上に記載されない
遡及発給の場合	システム入力必須、証明書上に記載される

② 積込地・積替地・陸揚地は、必ず入力してください。

（注）積替地は存在する場合のみ記載してください。

＜積込地・積替地・陸揚地のシステム入力および証明書記載方法＞

遡及発給でない場合	システム入力必須、証明書上の記載は任意。
遡及発給の場合	システム入力必須、証明書の記載は必須なので、レ点は外さないでください。

③ 船舶名/航空機便名は、既知のものに限り、入力してください。（変更になりました）

（注）実際と異なる船舶名/航空機便名を記載した場合には受理されない可能性があります。

＜船舶名/航空機便名のシステム入力および証明書記載方法＞

遡及発給でない場合	分からなければ記載不要、 既知のものを入力・証明書への記載は選択（blank可）
遡及発給の場合	既知のものを入力、証明書上に記載される（必須）

（運用開始日）

2009 年4 月13 日（月）発給承認案件より

以上